

成人になったら

旭農高生に聞きました



大根 一翔さん

大人になるということ

誕生日を迎えて成人になっても、すぐ大人になるという実感は、まだありません。私が考える大人は、自分の考えに責任を持ち、決断をできる人だと思っので、そんな大人になります。大人らしい行動をして、共通の趣味を持つ友だちが増やせたらいいなと思っています。



長谷川 未来さん

高額な契約は注意したい

成年になったらできることが増えますが、その中で今すぐやりたいことは特にありません。もし今後、高額なものを買いたくなくても、一人で買うのは不安があるし、自分のアルバイト代では買えません。親と相談しながら購入を決めたいと思います。

賃貸契約は親と一緒に決めたい

高校を卒業したら、専門学校に通うか就職したいと考えています。もしかしたら地元を離れて一人暮らしを始めるかもしれません。18歳になったら一人で部屋を借りられますが、一人でするのはやはり不安なので、親と相談しながら契約したいと思います。



ペットコーン
チャナンさん

今よりも少しだけ自信を

時間の流れや変化が早く、「大人になる」ということを考えている間にすぐ大人になってしまっんだなと実感しています。大人になれば、今よりも少しだけ自分に自信が持てると思います。今は、前向きで後悔しない選択ができる大人になることを目指しています。



滑川 空良さん

契約で注意すること

未成年者の場合、契約には親権者などの同意が必要になります。未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合には、その契約を取り消すことができます。これは未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、自分の意志で契約ができるようになりますが、同時に未成年の契約取り消しができなくなります。契約を結ぶかどうか決めるのも、その契約に対する責任を負うのも自分自身になります。

契約には、さまざまなルールがあり、安易に契約を交わすと思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、保護がなくなっただけの新人を狙う悪質な業者もいます。消費者トラブルに遭わないためには、さまざまなルールを知った上で、その契約が必要か、よく検討する力を身に付けておくことが重要です。

契約で困ったら

市では、商品やサービスの契

約トラブルなど、消費者からの相談を受け付けて、専門の資格を持った消費生活相談員が解決に向けた助言や情報提供などを行っています。

また、借金の返済などの消費者トラブルで困っている人のために、弁護士や司法書士などによる予約制の無料相談会などを定期的に開催しています。

成人式はどうなる

令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられますが、参加者や保護者の負担などを考慮し「旭市成人式」は、今後も20歳を対象に「二十歳のつどい」として式典を開催します。

対象者を20歳とする理由

成年になる18歳で成人式を開催する場合、参加者が進学や就職などの進路選択の大事な時期と重なり、式典への参加が難しくなるためです。

問い合わせ先

● 契約などのトラブル

旭市消費生活センター

☎ 62・8019

● 成人式・二十歳のつどい

生涯学習課社会教育班

☎ 85・8627

18歳(成年)になったらできること

- 親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・ローンを組む
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
 - 10年有効のパスポートを取得する
 - 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - 結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
 - 性同一性障害のある人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

【政府広報オンライン】より引用

18歳から大人に

成年年齢が引き下げられます

成年年齢が4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何がかわるのかどのような影響があるのかをお知らせします。



いつから変わる??

明治9年以来、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。

この民法が改正され、4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。

これによって、令和4年4月1日に18歳、19歳の人は令和4年4月1日に新成人となります。未成年の人は生年月日によって、新成人となる日が別表のようになります。

選挙権年齢などを18歳と定め、若者にも政治の重要な判断に参加してもらおうための政策が進められてきました。こうした中で、民法でも18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論があり、成年年齢が18歳に引き下げられました。

何がかわる??

成年に達すると、未成年のときと何がかわるのでしょいか。

民法が定めている成年年齢は「一人で契約をすることができ、親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、

自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。

例えば、携帯電話を契約する、1人暮らしの部屋を借りる、高額な商品を購入してローン組むなどの際に、親の同意がなくても自分一人で契約ができるようになります。

【別表】新成人となる日

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳